

○行政改革に関する特別委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	名	件						
39 国第九十八回 会	5 案国家行政組織法の一部を改正する法律	4 総務府設置法等の一部を改正する法律	3 総理府設置法の一部を改正する等の法律案	2 総務府設置法案	1 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案			
							提出	
五八、三一 二	九、八	九、八	九、八	九、八	五八、九、八 受	五八、一〇、二 領	月日	提出
受 五八、一〇、二 領	受 一〇、一 領	受 一〇、一 領	受 一〇、一 領	受 一〇、一 領	受 五八、一〇、二 領	又は(衆)へ 送付月日	本院に受領	
五八、一一 八	一一、一 八	一一、一 八	一一、一 八	一一、一 八	五八、一一 八	付委員会 託	参議院	
可 五八、一一 六 決	可 一一、一 六 決	可 一一、一 六 決	可 一一、一 六 決	可 一一、一 六 決	可 五八、一一 六 決	議委員会 決	議院	
可 五八、一一 六 決	可 一一、一 六 決	可 一一、一 六 決	可 一一、一 六 決	可 一一、一 六 決	可 五八、一一 六 決	議本會 決議	本院	
託 特 行政 に改 付 替 内 五八、 九、八 閣	九、一〇	九、一〇	九、一〇	九、一〇	五八、九、一〇 可 五八、一〇、七 議委員会 決	付委員会 託	衆議院	
修 五八、一〇、 正 七	可 一〇、一 決 七	可 一〇、一 決 七	可 一〇、一 決 七	可 一〇、一 決 七	可 五八、一〇、一 決 七	議委員会 決	議院	
修 五八、一〇、 正 一	可 一〇、一 決 一	可 一〇、一 決 一	可 一〇、一 決 一	可 一〇、一 決 一	可 五八、一〇、一 決 一	議本會 決議	本院	
旨 本 説 明 聽 取 会 議 で 趣 五八、一一 八				旨 本 説 明 聽 取 会 議 で 趣 五八、一一 八			備考	

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

う」と。

(一) 各省、各委員会及び各庁設置法等について次の改正を行うこと。

- 五八、九、八 内閣提出
- 九、二〇 衆本会議趣旨説明
- 一〇、一一 衆可決
- 一一、一八 参本会議趣旨説明
- 一二、二八 参可決

要旨

本案は、国家行政組織法について、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、国の行政機関の組織編成の弾力性を高めるとともに、併せてその基準を一層明確にするための改正を行うことに伴い、各省庁設置法等関係法律二百三件につき必要な整理等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日を、昭和五十九年七月一日と定めること。

二、各省庁設置法等関係法律（総理府及び行政管理庁関係を除く。）中、整理を要するものについて所要の改正を行

1 新たに省庁等全体の所掌事務の規定を設けて、従来の各部局の事務の規定を一括掲記すること。ただし、各省庁の官房等に共通的に規定されている事務及びこれに対応する権限の規定を削ることとする」と。

2 官房、局及び部の規定を削ることとする。

3 庁次長、官房長及び局、部又は委員会の事務局に置かれる次長並びに庁の所掌事務の一部を総括整理する職（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁以外の庁に置かれるもの）の規定を削ること。

4 附属機関等を審議会等、施設等機関及び特別の機関に区分し、審議会等及び施設等機関については、政令で定めることとするものについての規定を削ることとすること。

5 地方支分部局のうちのブロックを単位として置かれる機関について、個別の名称、位置、管轄区域及

び内部組織は政令で定めることとし、これらについての規定を削ることとすること。

(二) 各省庁設置法等の改正に伴い、これに関連する諸法律について所要の改正を行うこと。

三、この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参考照

総務庁設置法案（閣法第二号）（衆議院送付）

五八、九、八 内閣提出
九、二〇 衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

二、所掌事務及び権限

- 1 各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する方針、計画等の総合調整等人事行政に関する事務、行政制度一般に関する基本的事項の企画、行政機関の機構、定員及び運営の総合調整等組織・定員管理に関する事務、各行政機関の業務についての監察に関する事

本案は、最近における行政需要の変化に即応して、総合

的かつ効率的な行政の推進を図るため、臨時行政調査会の答申の基本的方向に沿つて、総理府本府及び行政管理庁の組織と機能を統合再編成し、総理府の外局として総務庁を設置しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、設置及び任務

1 総理府の外局として、総務庁を設置すること。

2 総務庁は、行政の総合的かつ効率的な実施に寄与するため、人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関する事務その他特定の施策及び事務の総合調整に関する事務で他の行政機関の所掌に属しないもの並びに行政機関の業務の監察、恩給及び統計に関する事務を一体的に遂行することを主たる任務とすること。

務を行うこと。

2 恩給を受ける権利の裁定等恩給に関する事務のほか、統計制度の基本的事項に関する企画その他統計に関する総合調整及び国勢調査その他の基幹的統計調査の実施等統計に関する事務を行うこと。

3 交通安全対策、老人対策、地域改善対策事業、青少年対策及び北方対策など特定の行政分野における事務の総合調整等を行うこと。

三、組織

1 総務庁の長は、総務庁長官とし、國務大臣をもつて充てること。総務庁長官は、所掌事務に關し、各行政機関の長に対し、資料の提出及び説明を求め、また、隨時、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し意見を述べることができることとするほか、監察を行うため必要な範囲内において各行政機関の業務について実地に調査することができるなど行政監察の機能と効果を確保するための権限を行使すること。

2 総務庁に、公務員制度審議会を置くほか、特別の機関として、青少年対策本部及び北方対策本部を置き、その長にはそれぞれ総務庁長官たる國務大臣をもつて

充ること。さらに、地方支分部局として、管区行政監察局、地方行政監察局等を置き、行政機関の業務の監察、行政相談等の事務を分掌するほか、必要に応じ行政機関の機構、定員及び運営に関する調査等の事務を分掌することができるのこと。

四、施行期日

昭和五十九年七月一日から施行する。

委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参考照

総理府設置法の一部を改正する等の法律案（閣法第三号）（衆議院送付）

五八、九、八 内閣提出

九、一〇、二〇 衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

要旨

本案は、別途総務庁設置法案において、総理府本府及び行政管理庁の組織及び機能を統合再編成し、総理府の外局として総務庁を設置することとしていることに伴い、総理府本府の組織及び機能の整序を図るため、所掌事務の整理、総理府総務長官及び総理府総務副長官の廃止、審議会等の各省庁への移管等の措置を講ずるとともに、行政管理庁を廃止するほか、関係法律の規定の整理等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、総務庁の設置により、総理府本府から、人事行政、恩給及び統計に関する事務並びに交通安全対策、老人対策、地域改善対策事業、青少年対策及び北方地域に関する事務の総合調整等に関する事務を総務庁へ移管することに伴い、総理府設置法等の関係法律について所要の改正を行うこと。
- 二、行政管理庁設置法を廃止すること。
- 三、総理府総務長官及び総理府総務副長官を廃止することとし、これに伴い、内閣官房長官が内閣総理大臣を助けて府務の整理、総理府本府の事務の監督を行い、内閣官房副長官は内閣総理大臣の定めるところにより内閣官房

長官を助け、さらに、総理府に総理府次長を置き、内閣官房長官及び内閣官房副長官を補佐し、事務の総括を行うこととする。

四、総理府本府に置かれている審議会等のうち、公務員制度審議会等四審議会等を総務庁へ、雇用審議会等十審議会等を労働省等八省庁へそれぞれ移管することとし、これに伴い、雇用審議会設置法等関係法律について所要の改正を行うこと。

五、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う総理府設置法等の関係法律の規定の整理を行うこと。

六、本法律は、総務庁設置法の施行の日（昭和五十九年七月一日）から施行する。

委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参考照

総務庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五八、九、八 内閣提出

九、一〇 衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

照

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(閣法第五号)
(衆議院送付)

五八、九、八 内閣提出

九、一〇 衆本会議趣旨説明
一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

要旨

本案は、昭和五十八年三月十四日の臨時行政調査会の第五次答申を踏まえつて地方支分部局の整理再編成の一環として、府県単位機関のうち法律改正を要する地方行政監察局をはじめ三機関について所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、総務庁の地方行政監察局、公安調査庁の地方公安調査局及び大蔵省の財務部の整理合理化を図るため、これらをそれぞれ行政監察事務所、公安調査事務所及び財務事務所と改め、所要の現地事務を処理させること。

二、本法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

要旨

本案は、昭和五十七年七月三十日及び昭和五十八年三月十四日に臨時行政調査会が行つた行政改革に関する第三次答申及び第五次答申に係る規制及び監督行政の適正化、国と地方公共団体の機能分担の合理化等の指摘事項の実現に資するため、法律改正を要する事項(五十八法律)を一括して整理を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、規制及び監督行政の適正化のための許可等の整理合理

委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参

化に関する事項として、資格制度、検査・検定制度、事業規制及びその他の分野に係る許可等の事務について、

廃止、規制の緩和、民間等への委譲などの合理化を行うこととし、漁船法の一部改正による漁船の登録の簡素化、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正によるエネルギー管理士の試験事務の民間団体への委譲その他許

認可等について二十六法律を改正して三十九事項（廃止八、規制の緩和十四、権限の委譲十七）の整理を行うこと。

二、国と地方公共団体の機能分担の合理化のための事項として、地方公共団体の長等に委任されている国の事務について、社会経済情勢の変化に伴い必要性の乏しくなつてていると認められる事務の廃止又は縮小、地方公共団体の事務として既に同化、定着していると認められる事務の当該地方公共団体の事務への移行、都道府県知事の事務の市町村長への委譲などを行うこととし、興行場法の一部改正、住民基本台帳法の一部改正その他機関委任事務について四十五法律（許認可等関係の重複分十三法律を含む。）（廃止及び縮小三十、事務の委譲四、団体事務化十一）を改正して整理を行うこと。

三、その他所要の経過措置を行うこと。

四、本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参考照

国家行政組織法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第三九号）（衆議院送付）

九十八回国会 五八、三、一 内閣提出

四、一五 衆本会議趣旨説明

衆継続審査

九十九回国会

百 回国会

一〇、一一 衆修正

衆継続審査

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、一二 参可決

要旨

本案は、第九十八回国会に提出され、第九十八回国会及び第九十九回国会において衆議院で継続審査となり、第百

回国会に本院に送付されたものであつて、臨時行政調査会の「行政改革に関する第三次答申」に沿つて、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、行政機関の組織編成の一層の弾力化を図り、併せて行政機関の組織の基準を更に明確にしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、府、省等の組織と所掌事務の範囲は現行どおり法律で定めるという原則は維持しつゝ、府、省等に配分された行政事務を所掌する官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲については政令で定めることとする」と。

二、「府、省、委員会及び庁には、法律又は政令の定めると
ころにより、審議会等（学識経験者等の合議により処理
することが適當な事務をつかさどらせるための合議制の
機関）及び施設等機関（試験研究機関、検査検定機関、
文教研修施設等）を置くことができるものとし、また、
特に必要がある場合には、法律の定めるところにより特
別の機関を置くことができるものとする」と。

三、「府次長、官房長及び局、部又は委員会の事務局に置か
れる次長並びに総括整理職（法律で国務大臣をもつてそ
の長に充てる」と定められている庁以外の庁に置かれ

るもの）の設置は政令で定めることとする」と。

四、政府は、少なくとも毎年一回国の行政機関の組織の一覽表を官報で公示すること。

五、当分の間、府、省及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁の官房及び局の総数の最高限度数は、百二十八とすること。

六、この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な事項については、別に法律で定めること。

なお、衆議院において、次の一点について修正が行われ
ている。

一、政府は、今回政令で設置されることとなる組織その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならないこととする。

一、政府は、前記の国会報告の対象となる組織及び官房、
局の最高限度については、この法律の施行の日から五
年を経過した後に、速やかに、総合的検討を行い、そ
の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と。

委員長報告

ただいま議題となりました六法律案につきまして、行政改革に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、各法律案につきまして、その要旨を申し上げます。

国家行政組織法の一部を改正する法律案は、臨調答申を実施するため第九十八回国会に提出されて以来衆議院で継続審査となり、第一百回国会において本院に送付されたものであります。

本法律案は、府、省等の官房、局、部の設置及び所掌事務の範囲並びに府次長、官房長等の設置をそれぞれ政令で定めることとともに、各省庁等には、法律または政令の定めるところにより審議会等を置くことができるものとすること、当分の間、府、省及び大臣庁の官房、局の総数の最高限度を百二十八とすること、政府は、少なくとも毎年一回、国の行政機関の組織の一覧表を官報で公示すること等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、本法律案に対し、今回政令で設置される組織その他これに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止の状況を次の国会に報告しなければな

らないこと、さらに、国会報告の対象となる組織及び官房、局の最高限度について、本法律の施行の日から五年を経過した後に、速やかに総合的検討を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること等について修正が行われております。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日を昭和五十九年七月一日と定めるとともに、同法の施行に伴って、各省庁設置法等関係法律二百三件について必要な整理等を行おうとするものであります。

次に、総務庁設置法案は、臨調答申の基本的方向に沿つて総理府本府及び行政管理庁の組織と機能を統合再編成し、総理府の外局として総務庁を設置しようとするものであります。総務庁の長は総務庁長官とし、国務大臣をもって充てることとしております。

次に、総理府設置法の一部を改正する等の法律案は、総務庁の設置に伴い、総理府本府の組織及び機能の整序を図るため、所掌事務の整理、総理府総務長官及び総理府総務副長官の廃止、審議会等の各省庁への移管等の措置を講ず

るとともに、行政管理庁を廃止しようとするものであります。

次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案は、臨調答申を踏まえつつ、地方支分部局の整理合理化の一環として、総務庁の地方行政監察局、公安調査庁の地方公安調査局及び大蔵省の財務部をそれぞれ行政監察事務所、公安調査事務所及び財務事務所と改め、所要の現地事務を処理させようとするものであります。

最後に、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案は、臨調の第三次答申及び第五次答申に係る規制及び監督行政の適正化、国と地方公共団体の機能分担の合理化等の指摘事項の実現に資するため、五十八法律を改正し、関係行政事務の簡素合理化及び整理を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、中曾根内閣総理大臣を初め全大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、参考人として土光臨時行政改革推進審議会会长及び瀬島同審議会委員から意見の聴取を行うなど、慎重な審査を行いました。

質疑の主な内容は、政治倫理の確立方策を初め、増税なき財政再建の堅持と税制調査会の中期答申との関連、今回

の減税施策が景気浮揚に及ぼす影響、行政組織規制の弾力化と国会審議権との関係、中央省庁等の今後の統廃合方針、総務庁の設置と財政効果の有無、さらに日米首脳会談とわが国の安全保障のあり方のほか、物価、雇用、医療、教育問題等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと思います。

一昨日、委員会は質疑を終局することを決定し、この後、日本共産党提出の田中委員長、すなわち私に対する不信任動議が提出され、近藤忠孝委員より説明があり、次いで採決の結果、本動議は起立少数をもつて否決されました。

次いで、各法律案について一括討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稻村委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して成相理事が賛成、日本共産党を代表して神谷理事が反対、公明党・国民会議を代表して中野理事が賛成、参議院の会を代表して青木委員が反対、民社党・国民連合を代表して抜山委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。

次いで、順次採決の結果、以上の六法律案はいずれも賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、六法律案に対し、自由民社党・自由国民会議、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。